

6) まとめ

仙台東郊条里跡の東壁南北セクションにおいて採取された試料についてプラント・オパール分析を行い、稲作跡の探査を試みた。その結果、2a層、3a層および3b層においてイネのプラント・オパールが多量に検出されたことから、これらの層で稲作が行われていた可能性が推定された。とくに、2a層ではその可能性が極めて高いと判断された。

なお、本地点が水田として開墾された時期については、3b層もしくは3a層の時期、あるいは2a層の時期の2通りが考えられるが、今回の分析結果からではいずれかの時期を特定することは難しい。

〔参考文献〕

杉山真二・藤原宏志(1987)川口市赤山陣屋跡遺跡におけるプラント・オパール分析。赤山—古環境編—。川口市遺跡調査会報告，10：218-298。

藤原宏志（1976）プラント・オパール分析法の基礎的研究(1)—数種イネ科栽培植物の珪酸体標本と定量分析法—。考古学と自然科学，9：15-29。

藤原宏志（1979）プラント・オパール分析法の基礎的研究(3)—福岡・板付遺跡（夜臼式）水田および群馬・日高遺跡（弥生時代）水田におけるイネ（*O.sativa* L.）生産総量の推定—。考古学と自然科学，12：29-41。

藤原宏志・杉山真二（1984）プラント・オパール分析法の基礎的研究(5)—プラント・オパール分析による水田址の探査—。考古学と自然科学，17：73-85。

8 調査成果の総括

1) 仙台東郊条里跡の条里型地割の復元

過去の復元例

広瀬川左岸の沖積平野の条里型地割については、伊東（伊東：1957）や神（神：1988）・木村（木村：1992）によって復元が試みられている。伊東は、東は七郷・西は木ノ下・北は苦竹・南は日辺にかけて東西・南北とも9里ずつの条里を推定復元している（伊東：1957）。

神は、明治9年の地籍図等をもとに、仙台市内において、袋原地区・鉤取地区（山田条里遺構）・飯田地区・北目地区・南小泉地区（仙台東郊条里跡を含む）の5地区に条里型地割を認め、広瀬川左岸地区については挿図1のように復元している。さらに南小泉地区の条里型地割について、①規模は南北30町×東西16町、②面積(坪数)307、③畦畔の平均方向N-3°-E、④平均傾斜6.0°、⑤坪内の地割は長地・細分、⑥非条里地区が介在する、ということを指摘している。



挿図1 仙台市東部条里 (神:1988を転載)



插图2 南小泉条里型地割空中写真（1947年撮影・国土地理院）



挿図3 南小泉条里型地割と周辺地割の復元（方位は真北を基準とする）

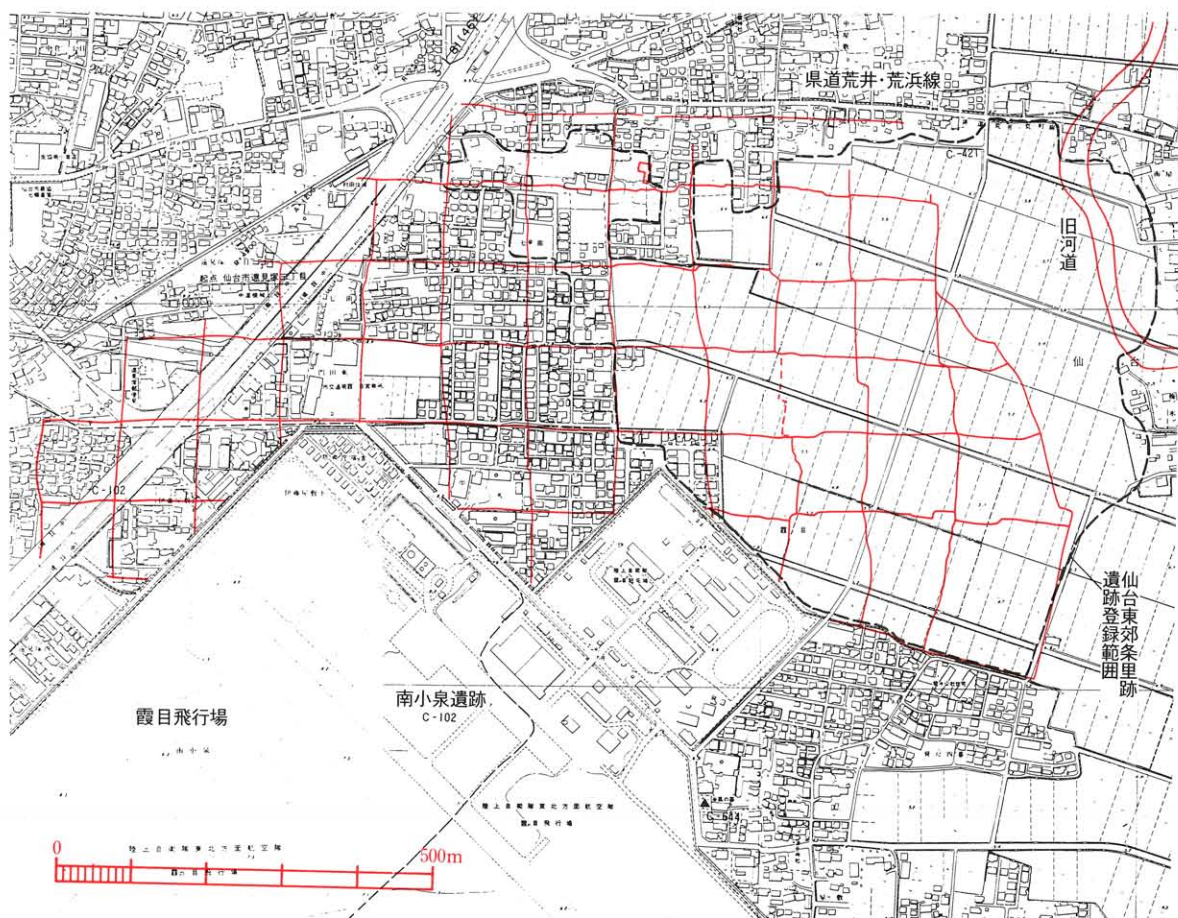


挿図4 仙台東郊条里跡（南小泉条里型地割浦町・梅ノ木地区）の地割復元（1947年撮影、国土地理院）

また、「陸奥国の条里型地割の1坪の内部構造は、長地を示すものもあるが、全体としては、半折・長地のいずれにも属さない細分化地割（小区画水田）が卓越する。」（神：1988）という特徴をあげている。

木村は、神柵遺跡の調査成果の理解のため、1947年（昭和22年）撮影の航空写真をもとに、神柵遺跡周辺の条里型地割を復元している。その結果、①神柵遺跡検出の遺構群を区画する一本柱堀とこの堀から10尺離れて平行する溝跡は、ほぼ真北を規準とする、②この区画施設は、施設の東一帯に広がる条里区割りの方向及び区画線に一致する、③堀跡・建物跡が方向・位置等の点で条里地割との関連性があると考えられることから、条里の施行も8世紀中葉には行われていた、としている。（木村：1992）

なお、柏倉は「仙台東方」条里の西部（「仙台東方（B）」）に、東部（「仙台東方（A）」）と10°程基準方向のずれた条里型地割を想定している（柏倉：1970）が、これは若林城の城下町の地割を条里地割と誤認したものと考えられる。



挿図5 仙台東郊条里跡（南小泉条里型地割 浦町・梅ノ木地区）の現状と復元

航空写真（1947年撮影）による復元

ここでは上記の復元を踏まえ、仙台東郊条里跡及び広瀬川左岸の条里型地割（神の南小泉地区条里型地割）の理解のために、再度地割の復元を試みることにする。現状は第1図のように耕地整理されたり市街化が進み、地形の改変が著しいので、往時の状況が比較的良く残っている1947年撮影の航空写真を使用した。挿図2は1947年撮影の当該地区の航空写真である。挿図3は挿図2に条里型地割による坪境を入れ、条里型地割の復元したものである。

航空写真でみると、条里型地割が形成されているのは発達した自然堤防縁辺の後背湿地に顕著で、自然堤防上やより低湿な後背湿地には条里型地割を見いだすことはできない。条里型地割を確認できる範囲は、西端は南小泉小学校付近、東端は荒井字梅ノ木付近の埋没河川（旧河道）の西側、北端は大和四丁目の牛踏公園の北側に残る水路まで、南端は上飯田の県道井土長町線付近までに及び、現在の遺跡登録範囲を遥かに超えた地域にかつては条里型地割が存在したことがわかる。この写真により確認できる範囲は、地形の制約を受けて、広狭・出入りは

あるが東西2.3 km・南北3.0 kmの範囲におよぶ。標高は10mから5 m付近にあたる。坪数は途中の不明部分を推定復元して数えると、最大で東西方向に20坪、南北方向に30坪を数えることができる。この写真では県道荒井荒町線の北側の地区のうち、国道4号線仙台バイパスの西600 mから東側の地域では、遠見塚方面から続く自然堤防や旧河道の存在によって、神の示したような条里型地割の想定は困難であった。また、遠見塚古墳の立地する自然堤防が南小泉方面の広範な自然堤防から東に舌状に張り出していることと、霞目飛行場建設のための地形改変により、写真では中倉・霞目方面から沖野・飯田方面まで連続した条里型地割を復元できなかった。しかし、明治38年及び昭和3年の地図には、遠見塚古墳を挟んでその南北に、2町間隔で平行して東方の霞目付近までのびる水路を伴う地割が存在することから、この部分にも神の復元したような条里型地割が存在したことは確かであろう。

この写真では条里型地割の他にも、自然堤防の発達した古城・南小泉・遠見塚付近には、先に記した若林城の城下町に伴う東に12°振れた地割が、木ノ下・大和町付近には、陸奥国分寺に伴う西に5°振れた地割を見ることができる。(挿図3)

なお、本文では挿図3に示した条里型地割について、図上で大きく3地区分かれていることから、便宜的に県道荒井荒町線の北側で国道4号線仙台バイパスより西の部分を「中倉・大和地区」、遠見塚古墳・霞目飛行場以北で国道4号線仙台バイパスより東の部分を「蒲町・梅ノ木地区」、遠見塚古墳・霞目飛行場以南の部分を「沖野地区」と呼び、全体として「南小泉条里型地割」と呼ぶことにする。

現遺跡登録範囲の条里型地割

現在「仙台東郊条里跡」として遺跡登録されているのは、「蒲町・梅ノ木地区」に当たる。この地区の条里型地割は、先の1947年(昭和22年)撮影の航空写真によって復元すると、挿図4のような地割が復元される。また、この地割を現在の地図上に示すと挿図5のようになる。「蒲町・梅ノ木地区」の条里型地割は、遺跡登録範囲より西側に広がっていたことが分かり、また、東側では登録範囲より狭い範囲に分布していたことが分かる。

復元した区画の周囲は、西部から北部にかけては、遠見塚方面から続く自然堤防によって画される。南側は西部が遠見塚古墳の立地する自然堤防より画され、その東は霞目飛行場によって不明となっている。東側は中在家南遺跡で確認された弥生時代中期から中世頃までかかって埋没した河川跡の西側150 m付近で、この河川跡に平行するように画されている。この自然堤防や旧河道により画された東西1370m・南北650～750 mの範囲の中で、東西12坪・南北6坪を数えることができる。ただし分布域の東南部ほど区画の変形が著しい。また自然堤防に近い北部の東西方向の坪境は、南北方向の坪境に比べ、細かな出入りが認められると同時に、1坪の内部地割も東西・南北方向それぞれに直交せず、不整合となっていることが観察される。

条里区画の推定

先に復元した条里型地割が、中世以降の改変を受けているとしても、古代の地割を反映したものであれば、6町四方を1区画とした「里」とその境が存在したことが考えられる。このことは、国府多賀城跡から、「 里 田

 條十 里北家田八段三百

 十四里

」と書かれたものなど多数の田籍関

係の漆紙文書が出土している（宮城県多賀城跡調査研究所：1979）ことから裏付けられる。里の区画を決める資料は無いが、今後の調査の課題として、幾つかの状況証拠から、敢えて1947年の航空写真による南小泉条里型地割の復元図により、推定を試みると、地割の北限はこより北側では条里型地割が認められない大和町四町目の水路のラインが想定される。このラインは国分寺の南辺と接近し、軸線は異なるものの互いの領域を意識的に侵さないように配慮している可能性もある。これは、天平13年の国分寺造営詔に示された占地と係わるのかも知れない。この北限区画線から6町下ると、現在県道荒井・荒浜線となっている蒲町・梅ノ木地区の条里型地割の北辺を画するラインとなる。さらに6町下がると、遠見塚古墳の後円頂部を通して蒲町・梅ノ木地区の条里型地割の南辺を画するラインとなる。またこのラインから丁度18町下ると県道井土・長町線の通る上飯田土手畑から上飯田高田へと続く自然堤防となり、ここで条里型地割が切れて、南端の里境の境界となっていた可能性が推定される。

南北方向の里境については、東西方向のように、複数の状況によって推定することはできないが、蒲町・梅ノ木地区の条里型地割の東辺を画するラインから6町ごとに区切ったラインで推定することや、東西ラインが遠見塚古墳の後円頂部を通ることから、南北方向についても、後円部を通る地割ラインを規準として、6町ごとに画されていたと推定することもできるが、他にどちら、あるいは別の推定をする手掛かりもない。

東西・南北両方向の里境の究明については、今後の具体的研究成果を待ちたい。

2) 発見遺構の時期と性格

遺構の時期と性格

3a層水田跡は、古代の瓦や土師器片を上限として16世紀から17世紀にかけての陶器まで、時間幅のある遺物を出土している。4層上面検出のSD-2溝跡から中世の陶器が出土していることを考えると、3a層水田跡の創業を直接古代まで遡らせることはできない。しかし、土層観察とプラント・オパール分析の結果、4層以下の地層に古代水田が存在しないことや、当該地域が条里型地割を現在に残すという地盤の安定性（洪水等による再堆積の影響が少なかった）ということを考え合わせると、3a層が、中世を含め古代以来水田土壌として耕作されてきた可能